

情報セキュリティ基本方針

【理念】

一般社団法人日本森林技術協会は、全ての領域において、発注者情報などの情報資産を安全かつ適切に管理することが重要であることを認識します。

このため、協会の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を適切に構築し、継続的で有効性のある運用を確保する観点で、以下のとおり、情報セキュリティ基本方針を制定します。

【方針】

1. 情報資産の機密性、完全性、可用性を確実に保持するため、予防並びに是正に努め、組織的、技術的に適切な管理策を策定し、実施します。
2. 事業者としての社会的責任を果たすとともに、保有する情報資産を安全かつ適切に管理するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を確立し、維持します。
3. 役員をはじめとする全役職員は関連する法規制要求事項及び契約上のセキュリティ事項を遵守します。
4. 全役職員は情報セキュリティの重要性を認識するために定期的に教育・訓練を受講し、高いモラル意識を持って業務に従事します。
5. 社会情勢の変化や情報技術の進歩等情報管理を取り巻く情勢の変化を踏まえて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の継続的な改善を図ります。

令和2年4月1日

一般社団法人日本森林技術協会
理事長 福田 隆政

適用範囲

一般社団法人日本森林技術協会(以下、協会という。)は、JIS Q 27001:2014(ISO/ICE27001:2013)に基づく「情報技術-セキュリティ技術-情報セキュリティマネジメントシステム-要求事項」(以下、IS027001 という。)に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム(以下、「情報セキュリティマネジメントシステム」という。)を構築する。

本マニュアル (ISMS-A-01、以下同じ) は、協会の情報セキュリティマネジメントシステムの確立、運用、監視、維持及び改善の枠組みを規定する。

(1) 適用事業

当協会の情報セキュリティ方針の実施・達成に係わる以下の活動、及びサービスに適用する。

- ① 国内の森林・林業に係わる調査・設計
- ② 海外の森林・林業に係わる調査・設計
- ③ クリーンウッド法に基づく登録業務
- ④ 森林系技術者の養成
- ⑤ 森林技術の普及

(2) 適用組織

【事業所名】 一般社団法人 日本森林技術協会

【事業所住所】 東京都千代田区六番町7番地

具体的には「付図 組織図と業務分掌」のとおりである。

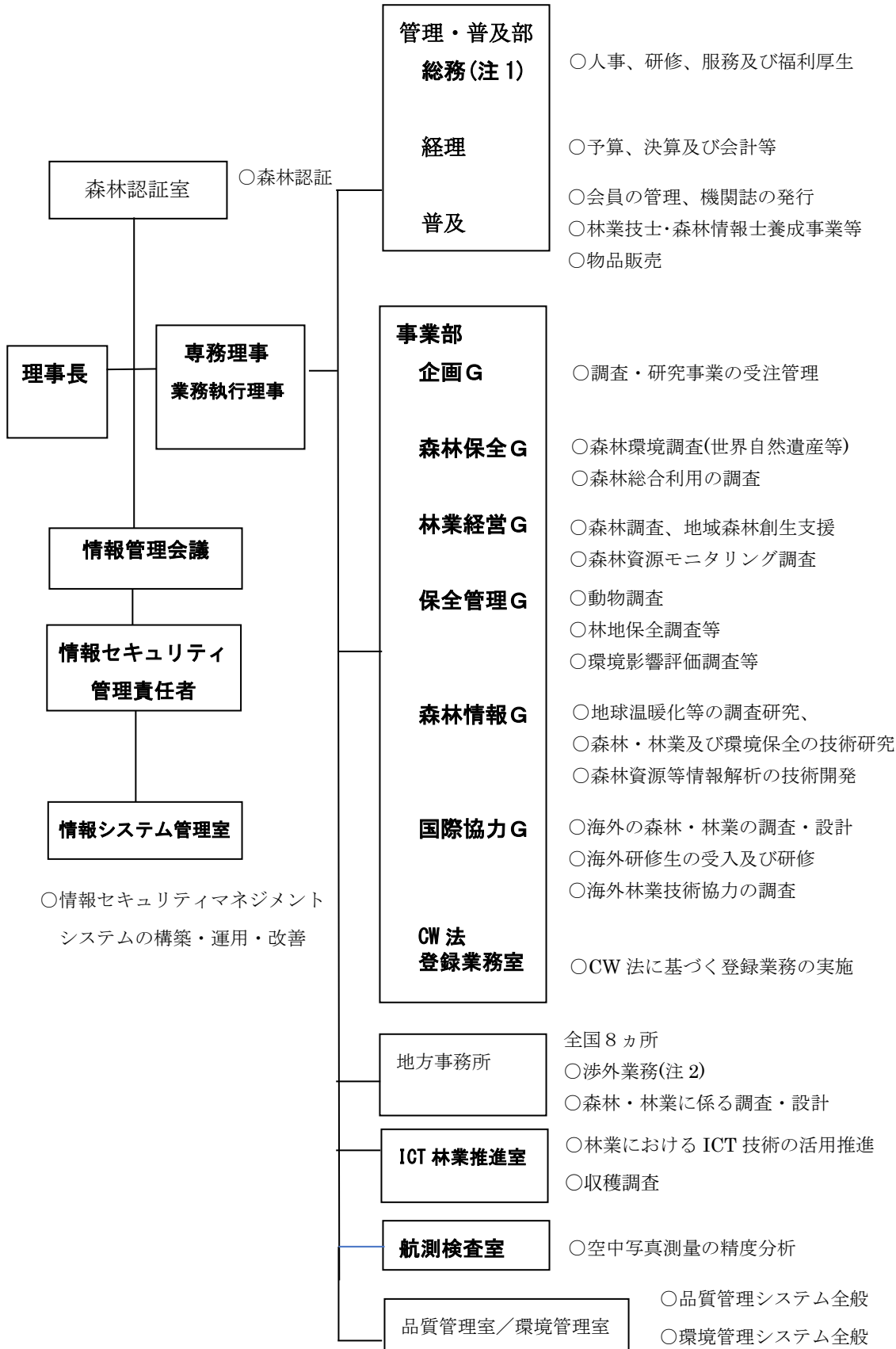
(3) 適用対象者

当協会に所属する常勤の職員(契約職員を含む)及び派遣職員を対象とする。

(4) 適用範囲から除外される業務

適用を除外する業務はない。

付図 組織図と事務分掌 (R2.4.1 現在)



注1) **太字**の組織が当協会における情報セキュリティマネジメントの適用範囲である。

注2) 地方事務所のうち、秋田、高知、沖縄の各事務所は渉外業務のみ実施。